

第10回高島市マキノ小学校開校準備協議会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和8年9月24日（木）
開会 午後7時00分 閉会 午後7時30分
- 2 開催場所 マキノ土に学ぶ里研修センター 2階集会室
- 3 会議次第
 - 1.開会
 - 2.準備協議会会長あいさつ
 - 3.協議事項等
 - (1) 第9回会議の振返りについて
 - (2) 各部会の進捗状況について
 - (3) 新小学校の校歌・校章について
 - 4.その他
 - 5.閉会
- 4 出席委員 17名（欠席者7名）
- 5 事務局出席者
饗庭教育指導部長、岡部教育指導部次長、保木学校教育課長、前田教育総務部次長、上原マキノ小学校建設課長、古谷マキノ小学校建設課参事、林マキノ小学校建設課参事、上松マキノ小学校建設課主任
- 6 会議を傍聴した者 0名
- 7 次第の経過 次のとおり

次第の経過

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 協議事項等

(1) 第9回会議の振返りについて

【説 明】 林マキノ小学校建設課参事

資料1（1～5ページ）により説明。

【質疑等】

特になし

(2) 各部会の進捗状況について

【説 明】 学校施設整備部会 饗庭部会長、教育課程部会 市川部会長、通学・学校運営支援部会 古川部会長

資料2（7ページ～9ページ）により説明。

学校施設整備部会は、前回協議会から本日までの間で開催された会議はないが、マキノ小学校建設課から関する事業の進捗状況について、10月中旬に新校舎の建築確認申請事前審査が始まる見込みであり、令和9年1月には建築確認申請本申請を提出する予定となっている。令和7年10月に示した予定表どおりに順調に進んでいると報告された。

教育課程部会は、前回協議会から本日までの間で開催された会議はないが、マキノ地域の教職員で実施された会議の中で数回協議が行われた。

協議の結果として、学校経営全体計画については各小学校の学校運営協議会で熟議を進めていくということ、生活総合学習カリキュラム、学校地域連携カリキュラムについては3小学校の管理職で協議を進めていくということが決まった。今後10月に開催予定の教育課程部会会議で、生活・総合学習カリキュラム、学校地域連携カリキュラム等についての協議を実施する予定である。

通学・学校運営支援部会は、前回協議会から本日までの間で1回会議が開催され、マキノ小学校の新小学校の校歌・校章を募集する際の募集要項（案）について協議が行われた。

校歌については、校歌は3番までとし1番あたり4～5行程度とすること、応募作品に盛り込んでもらいたいもの、募集期間は、今後の予定を考慮して事務局で決定することが部会での案としてまとめられた。

校章についても、募集期間は、今後の予定を考慮して事務局で決定することが部会での案としてまとめられた。

また、事務局より、校歌（歌詞）と校章デザインの選考に小学校に通う子どもたちにも関わってもらってはどうかという提案が出された。関わり方については今後継続して協議する。

【質疑等】

特になし

(3) 新小学校の校歌・校章について

【説 明】 林マキノ小学校建設課参事

資料3（11ページ～14ページ）により説明。

協議事項(2)「各分会の進捗状況について」で説明があったとおり、8月25日に通学・学校運営支援部会が開催され、前回の協議会で決定した方針を元に事務局から校歌（歌詞）の募集要項（案）、校章デザイン（案）について協議が行われた。本日提案させていただいたものは、部会で出された意見を元に修正を加えたものであり、本協議会で承認いただければこの内容で募集をしたいと思う。

○校歌（歌詞）

- ・応募資格は、高島市に関係のある方、以前に高島市やマキノ地域に関わっていただいた方であれば誰でも応募できることとしている。
- ・募集内容は、マキノ小学校の校歌の「歌詞」を1番から3番までであり、1番当たり4～5行程度とする。
- ・応募作品に盛り込んでいただきたい点は、「明るい内容で小学生が歌詞の意味が理解できるもの」「マキノの自然や文化など地域への愛着が感じられるもの」とする。
- ・応募要件は、他自治体の例を参考に一般的な内容を記載している。応募方法は、昨年行った校名募集と同様、応募用紙によるものと、インターネットによるものの2パターンを予定している。応募用紙と応募箱は、マキノ地区各小中学校、高島市役所・支所、高島市内の図書館、公民館に備え付けるほか、マキノ地域にお住いの皆さまには、応募用紙を全戸配布する予定をしている。
- ・募集期間は、令和8年10月13日から令和9年1月12日までの約3か月とする。
- ・発表は、市のホームページや市の広報誌で令和9年6月頃に行う予定をしている。
- ・選考方法、その他の項目として、作曲する際に必要に応じて応募作品を一部修正する可能性があること、著作権に関すること、採用された作品の権利は高島市に帰属することなど一般的な内容となっている。

○校章デザイン

- ・応募資格は、制限は設けず誰でも応募できることとしている。
- ・募集内容は、マキノ小学校の校章のデザイン案とその説明とする。
- ・作成要領は、他自治体の例を参考に一般的な内容を記載している。
- ・応募方法は、校歌（歌詞）と同様、応募用紙によるものと、インターネットによるものの2パターンを予定している。応募用紙と応募箱は、マキノ地区各小中学校、高島市役所・支所、高島市内の図書館、公民館に備え付けるほか、マキノ地域にお住いの皆さまには、応募用紙を全戸配布する予定をしている。また、全国各地から応募されることを考慮してデザインデータを保存したCDやDVDなどの記録媒体を郵送することも可

能としている。

- ・募集期間は、令和8年11月9日から令和9年1月12日までの約2か月とし、終わりの時期を校歌（歌詞）と合わせている。
- ・発表は、市のホームページや市の広報誌で令和9年6月頃に行う予定をしている。
- ・選考方法、その他の項目として、作曲する際に必要に応じて応募作品を一部修正する可能性があること、著作権に関すること、採用された作品の権利は高島市に帰属することなど一般的な内容となっている。

今回提案させていただいた募集要項（案）を基に作成した案内チラシと応募用紙を資料に添付させていただいた。本日提案した募集要項（案）で承認いただければ、この内容で正式に募集をしたい。

なお、先ほど古川部会長から報告があったとおり、校歌（歌詞）の選定や校章デザインの選定に子どもたちが何か関わるできないかということを事務局から提案し、先日の部会でご協議いただいた。その場でも多くのご意見をいただいたが、子どもたちの関わり方については、引き続き通学・学校運営支援部会の方で協議いただく予定をしている。

【質疑等】

特になし

【結果】

採決の結果、事務局から示された募集要項が承認された。

4. その他

第11回会議は現時点で開催予定なし。協議事項があれば随時開催する。

5. 閉会